

山崎・台峯緑地（都市緑地）実施設計（案）に関する意見
募集期間：令和8年（2026年）1月9日（金）～2月4日（水）

No	詳細項目	意見・要望等（意見書は原文ママ・個人に係る情報は削除）	回答
1	階段・柵	3.4 階段・柵の検討 *【整備方針】のうち、「材質は安全性、耐久性を考慮したうえで、ボランティア団体と協議、調整を行い、引き続き検討します。」について、北海道大雪山、山梨県山中湖村石割山における登山道補修事業で導入が始まっている「近自然工法」の指針の採用を検討することを提案します。	階段・柵の素材については、ボランティア団体と調整した結果、コンクリート擬木を採用することとしています。 なお、維持管理によって発生する木材の活用については、「近自然工法」も手法の1つとして、市・指定管理者・ボランティア間で協議の上、活用を検討してまいります。
2	サイン	3.5 サインの検討 *サインへのユニバーサルデザインの採用や、デジタル上の情報と連携したQRコードの導入などを検討することで、利用者の利便性と安全性の向上を図ることを提案します。	入口案内サインについては、二次元バーコードによる電子案内を掲載します。
3	維持管理	・今後の維持管理の方針ついて、鎌倉市、指定管理者、市民（ボランティア団体）からなる連絡会の三者協議により進めて行くとのことですが、この三者の発言権が平等にあるべきだと思います。市民については参考程度に話を聞く、ということにならないようにしていただきたいです。市民の意見がいつも正しいというわけではありませんが、丁寧に議論が進められる関係性を担保していただきたいです。	貴重なご意見として承ります。
4	維持管理	里山であった台峯緑地はここ数年生活習慣の変化とともに少なくなった手入れの機会を現在自然発生的に行われているボランティア活動を継続していくことが何より重要なのではないかと さらに活動を継続する中で鎌倉市が現在まで行われてきたような公園化に伴った緑地整備についての話し合いの中で問題点を共有し、民間レベルでは解決できない諸問題について住民と共に継続対応していく形が最も望ましいのではないかと 地域に暮らす人々にとってもこの自然環境に向き合うことが今現代の生活の中で新たに役立つものや付き合い方やかかわりの中で考えていく契機となるのではないかと単に公園化するために動線の安全確保や手入れは現場に秘められた物語や個性を失う要因にしかならない	ボランティア活動の継続については、連絡会の中で課題を共有し、解決できるよう努めてまいります。
5	維持管理	3.9 維持管理の検討 【維持管理方針】 *冒頭の自己紹介にある通り、私たちは、2001年から現在まで、市民団体「フレンズオブカマクラ・台峯」と連携して、山崎・台峯緑地の自然を維持、保全する作業を定期的に行っています。有志団体として「三者協議」に加わることを希望します。 *「自転車や二輪車の通行条件」については、本【基本設計】の対象地ではありませんが、山崎・台峯緑地（風致地区）でのマウンテンバイクの通行を度々確認しています。散策路のダメージ、植物の根などの生態系への影響のほか、利用者の安全性への影響が懸念されます。山崎・台峯緑地（都市緑地）について自転車や二輪車の通行を許可することは、散策路で連結している山崎・台峯緑地（風致地区）の通行につながります。二輪車については全面禁止、自転車については通行エリアの制限を設けることを提案します。	現在開催している（仮称）山崎・台峯緑地保全活動連絡会準備会への参加については、参加を希望される団体の活動内容等を事前に確認させていただきますので、みどり公園課整備担当まで個別にご連絡ください。 また、通行規制については、交通管理者及び道路管理者と協議の上、対応を検討してまいります。
6	整備方針	「つくることは生きること」 東日本大震災で被災し何もかも失った住民たちが復興再生事業をする中、明日を生きるために思い至った言葉である 世代を超えて台峯緑地でこそ得られる様々なかかわりの中で有形無形な「つくること」をキーワードに誇りを持って考えていくべきだと思います	貴重なご意見として承ります。
7	通行	・自転車の乗り入れについて。走行禁止というルールになっているようですが、台峰は、梶原側の住宅街と台の住宅街をつなぐ生活道路でもあります。日常的に山を通り道としている方にとっては、自転車、二輪車の走行禁止は大変不便ではないかと思えます。山の多い鎌倉は、かつてよりあちこちで山道が生活道路となってきました。整備によって外部からの方が入りやすくなるから、ということでルールが厳格化されるのではなくて、そこで生活してきた人たちの日常にも配慮があるべきだと思います。（例えば、お正月に通行禁止区域の住民は通行手形があれば通れるように、何か地元への特例をつくるというのも一案かもしれません。）	通行規制については、交通管理者及び道路管理者と協議の上、対応を検討してまいります。
8	山道整備	近自然工法という主に国立公園などの山道の整備に用いられる手入れの手法がある それぞれの現場の草木樹ほか景観や地形、地質に応じてそこに生きている微生物、虫、鳥、獣など生き物のたちとの最適な在り方を観察しそこに人が立ち入る山道の最も適当なあり方を継続的に実施検討考察することが重要であり、常に変化する自然に対処したかかわりの継続が必要不可欠となる	
9	保全活動	鎌倉市内では、自分達の自然を保全する活動を既に行っている小学生がいます。 小学校の野外学習で使わせてもらっている谷戸や里山を自分達で手入れしています。 その1つの活動で「近自然工法」になった階段をつくりました。 滑りやすい坂道で高学年になるとその代の子どもたちがチャレンジしてきた階段です。 でも昨年度はこのやり方を教えてもらって、1時間弱で作りました。 平行に作られた規則正しい階段は、雨の日には水の流れて浸食されます。 しかしこの方法は、丸太を斜めに組んでいくことで、水の流れを緩やかにし、上手に水を逃がしてくれます。 この後不足している土を多少加えて完成しました。使うほどに、頑丈に定着していく階段です。	維持管理によって発生する木材の活用については、「近自然工法」も手法の一つとして、市・指定管理者・ボランティア間で協議の上、活用を検討してまいります。
10	保全活動	② 保全の1つの方法として「近自然工法」を取り入れてほしいです。 画一的ではなく、その環境にあった保全の仕方がとても魅力的です。 理にかなっているし、手順としては難しくないので、みんなで手入れができます。 また状況によって環境が変わってくれば修正もできます。 自然から得るものはとても大きいです。 その上で、人と自然の関わりを柱にするような台峰であってほしいと思います。 その関わり方の1つとして、子どもたちも含めた市民が自ら手入れすることはとても有効だと考えます。	
11	保全活動	① 保全活動に子どもたちが参加することを積極的に取り入れてほしいと思います。 自然を守り続けるには、次の世代に繋げていくことが必須です。 それには自然に触れ合う時間を作り、里山を生活に入り込んだ身近な存在として親しむこと、好きになることが大切です。それが、鎌倉の自然を守りたいという思いにつながると思うからです。	貴重なご意見として承ります。

山崎・台峯緑地（都市緑地）実施設計（案）に関する意見
募集期間：令和8年（2026年）1月9日（金）～2月4日（水）

No	詳細項目	意見・要望等（意見書は原文ママ・個人に係る情報は削除）	回答
12	ルール全般	・山の使い方のルール全般について。幼い頃から台峰を含む山を遊び場にしてきた子どもたちは、中学生、高校生になると山での遊び方が変わってきます。それまでは、その場にあるもの（山にある自然物）だけで遊ぶことで満足していたところが、さまざまな学びを得て、ロープなどを使っての遊び、道具を使って自然の中に人工物をつくる遊び、または日常的に使っている自転車などを山で乗り回すことなどに楽しみを見出します。山を遊び場として育ってきた地域の子供たちが大人になるまで途切れることなく山と関われることは、山を守ることもつながります。また、子どもたちにとっても癒しとなっています。自然環境を保全するために、管理し、ルールづくりをすることは大きな意味では大切ですが、そこで過ごしてきた子どもたちが遊ぶ余地も残していただけるとありがたいです。せっかく山とつながり続けている中高生たちを山から切り離すこととなるようなルールは設けないでいただきたいです。	貴重なご意見として承ります。
13	上位計画の位置づけ	3.1 上位計画の位置付け *本【基本設計】の検討においては、【基本構想】における【基本方針】ならびに【保全・利用方針】を担保する計画とすることが、最上位となる【基本理念】“山崎・台峯緑地の優れた自然環境を守り後世に伝える“の実現に不可欠と考えます。 *自然公園等施設技術指針は、自然公園等の施設整備・管理運営に、豊かな自然を誰もが楽しむことを目的とするユニバーサルデザインの適用を求めています。一方で、山崎・台峯緑地（都市緑地）を誰でもアクセスできるように整備することは、【基本方針】【保全・活用方針】に照らすと適切ではありませんし、私たちがそれを望んでいません。そこで、駐車場等の施設も整っている隣接する鎌倉中央公園のユニバーサルデザイン化を一層促進することで、山崎・台峯緑地全体として公平なアクセシビリティを確保することが望ましいと考えます。	貴重なご意見として承ります。
14	利用者数	3.2 敷地・施設容量からみた利用者数の検討と設定 *利用者数の算定アプローチ「本緑地をできるだけ自然のままに利用する観点から線（散策路）と点（展望広場の利用に止めるため、それらの利用空間から適正収容人数を算定し、利用者数の算定の補足を行うものとします。）」については賛成です。 *一方で、展望広場（点的利用空間）の利用者数の試算は「6人」は、私たちが日常的に利用、また維持管理作業を行ってきた経験から過少だと感じています。 *「6人」という利用者数は、適正収容力の算定根拠としている「自然公園等事業技術指針」が規定する自然公園が、山崎・台峯緑地（都市緑地）よりも優れた自然の景勝地である、国立公園および国定公園を主としている指針であるからではないでしょうか。 *【保全・利用方針】を担保しながら、市民のアクセシビリティを高めることは可能ではないかと思えます。利用者数の修正の検討を提案します。	敷地・施設容量からみた利用者数の検討と設定については、令和6年度に策定した基本設計の内容になります。 また、展望広場の面積から植栽等を除いた広場の利用が行える空間に収容できる人数として、一人当たりの広場面積をゆとりある20㎡に設定しているため、試算結果としては妥当であると考えます。
15	導入機能	神奈川県内では今現在、インラインスケートのできる場所がほとんどありません。この機会に是非インラインスケート用の一角をご検討頂けましたら大変光栄です。 インラインスケートはスケートボードのように過激なものではありませんが、しばしば混同され敬遠されてこれまで残念な思いをしております。	山崎・台峯緑地（都市緑地）の整備については、自然環境や景観を保全することに重点を置き、活用のための利便施設、管理施設の導入は最小限に止める等の方針を定めているため、新たな施設導入の予定はございません。
16	里山の在り方	台峯緑地境界は先史時代より常に傍ら暮らし住民と共にあった土地である それは現在まで奇跡的にこの緑地が保存されてきた大きな要因となっている 里山とは生活の現場として利活用されていた山や自然環境の総称である 時代ごとに日常生活時間に寄り添ってあった台峯はまさにそうした現場だった 畑を作り農産物や茅野、薪炭林から炭や薪などを得て生活必需品の生産拠点としていたほか人々の憩いの場として文化的活動にも利用されていたに違いない そんな自然との関わりは今も地域に伝えられる独自の習慣や祭りなどに垣間見ることができる 近年地球規模の自然破壊や温暖化と共に、これまでとは異なる気候の状況などによる変化が起こるようになってきた話題になっているヒグマ問題など様々な生き物たちの在り方にも変化が生じている 災害など目にみえる状況になってから行われる「安全を担保するため」の対処対応は島国の景観を一変させた400キロに及ぶ巨大防波堤同様望ましい共生の契機とはなり得ない	貴重なご意見として承ります。
17	都市緑地	意見を述べる前提として、都市緑地法の目的である「良好な都市環境の形成を図り、もって健康で文化的な都市生活の確保に寄与すること」を踏まえ、都市緑地が提供する3つの公益について私たちになりに考察しました。 【前提】都市緑地が人々に提供する3つの公益 1. ウェルネスを向上させる 野外で過ごす時間は、肥満、糖尿病、不安、抑うつ、PTSDなどに大きなプラスの影響を与え、市民のウェルネス（身体的、精神的、そして社会的に健康で安心な状態）を向上させます。鎌倉市総合計画「鎌倉ビジョン2034」および「鎌倉ミライ共創プラン2030」の「2-3健康」では、その現状を「生活習慣病の発症の若年化・重症化により、生活習慣病の治療に掛かる医療費は、国民健康保険医療費全体の約35%を占めています。」とし、課題として「若年層から、生活習慣病の発症・重症化予防に向けた取組を行う必要があります。」としています。また、「2-5スポーツ・レクリエーション」では、その現状を「市民のスポーツ実施率は、低い状況」であり、課題として「「ウェルネス10」の実現に向け（中略）スポーツ施設のバリアフリー化やライフステージに応じたスポーツ環境の整備が必要」としています。ハイキングなど屋外スポーツは「娯楽的」な活動と見なされがちですが、ウェルネスを向上させる効果が期待されます。例えば、米シガン大学の研究では、研究対象者である50人の成人を自然公園で50分間の散歩に行かせたところ、都会のにぎやかな街中の散歩では彼らの認知力が劣化したのに対して、それがかなり回復したことがわかっています。これらの脳機能の改善は、人の気分、気象条件、またはその他の外部要因に関係なく観察されています。 2. 青少年の生きる力を育む野外で過ごす時間は、子供の社会的、情緒的、学問的、身体的な発達に重要な役割を果たします。信州大学教育学部理事・副学長、は、自然体験活動をたくさん行った青少年の特徴について以下のようにまとめ、自然体験活動により脳機能も向上する研究結果を発表しています。 *課題解決能力や豊かな人間性など「生きる力」がある *体力に自信がある *環境問題に関心がある *得意な教科の数が多 日本野外教育学会が2022年に発表した政策提言には、「野外教育の本質は直接体験であり、人と人、人と自然、人と社会が直接つながり、その関係性の中で様々な体験を通じて全人的成長を支えることが根幹にある。そのため、デジタル社会が広がる現代にこそ、リアルな体験に満ちた野外教育を「直接体験を補完する教育機会」と捉え、推進していくことが重要になると考える。」と述べています。 3. 公平なアクセシビリティ公共の都市緑地への公平なアクセスは、人々の基本的な権利です。高齢者や身体に障がいのある人が、野外で自然を楽しむのは、より困難です。また、日本を訪れた外国人がローカルのルールに則って、都市緑地にアクセスし、自然を楽しむことを困難に感じる場合もあるかもしれません。一方で、現代社会において、私たちは自然がもたらしてくれる恩恵をこれまで以上に必要としています。そのため、居住地に近い立地にある都市緑地は、健常者の方や地元市民と同じような方法とレベルで自然環境にアクセスすることが困難な人々やコミュニティにとってもとても重要です。	貴重なご意見として承ります。